

回
覧

お知らせ版 八百津町役場

HP 番号 7153

第18号(令和元年12月20日発行) ☎43-2111



(地域振興課)

冬季の省エネルギーにご協力ください

電力需要が高くなる平日の午前9時から午後5時の時間帯を中心に、生活や仕事に無理のない範囲での省エネルギーの取組をお願いします。省エネルギーの取組に当たっては、高齢者や乳幼児などへの、配慮をお願いします。

【主な取組方法】

- ・夕方に電気製品の使用が重ならないよう、家事の段取りを組みましょう。
- ・温かいところに家族や友人と集まり、暖かさを分け合う「ウォームシェア」に取り組みましょう。
- ・エアコンなどの設定温度(暖房の場合は20度程度)の適正管理に努めましょう。
- ・窓には厚手のカーテンをかけましょう。
- ・日中は不要な照明を消しましょう。
- ・冷蔵庫の設定を弱にしましょう。
- ・テレビは省エネモードにし、画面の輝度を下げましょう。
- ・長時間使わない機器は電源プラグを抜いておきましょう。

○期間：令和元年12月1日(日)～令和2年3月31日(火)

お問い合わせ先
地域振興課

商工振興係

☎43-2111

(内線2255)

(出納室)

役場閉庁時の公金納付はコンビニで

日ごろは、町税などの公金について、口座振替のほか、金融機関・コンビニエンスストアなどでの納付にご協力いただき、ありがとうございます。

町では、平日の午後5時15分から翌朝8時30分まで、土・日曜日、祝日、年末年始(今年度は12月28日(土)から1月5日(日)までの9日間)、閉庁させていただいています。

閉庁時には、役場や出張所でも納付していただくことができますが、公金の取扱いの安全性を確保するため、閉庁時には公金の取扱いを中止させていただいています。

閉庁時には、コンビニエンスストアでの公金納付に、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先
出納室

☎43-2111

(内線2101)

(八百津町社会福祉協議会)

男の料理教室 参加者募集!

高齢化社会を迎えています。自立した生活の基本、食生活が損なわれないよう、中高年の男性を対象とした料理教室を開催します。

あまり調理をしたことがない方、料理好きの方、興味のある方、どなたもふるってご参加ください。

- と き 1月31日(金)、2月7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金)
いずれも午前10時30分から午後1時30分
- と ころ ファミリーセンター 1階 調理室
- 対 象 者 町内にお住まいの方で、おおむね60歳以上の男性
- 講 師 八百津町食生活改善推進協議会の推進員
- 定 員 15名
- 参 加 費 各回500円
- 申込方法 1月15日(水)までに、電話でお申し込みください。定員を超えた場合は、初めて参加される方を優先します。

毎週水曜日は・・・「くたみんカフェ」

社会福祉協議会では、ボランティアのみなさんのご協力により、毎週水曜日に住民の方同士が交流する「くたみんカフェ」を地域の憩いの場・くたみんで開設しています。コーヒー、紅茶などを準備してお待ちしていますので、どなたでもお気軽にお越しください。

3日間とも、午前11時頃に食品などを積んだ移動販売車が来ます。

※1月はログハウス山田のパン屋さんはお休みです。

- と き 1月15日(水)、22日(水)、29日(水)
いずれも午前9時30分から11時30分
- と ころ くたみん(旧どんでん)・・・八百津町久田見4558-1
- その他 参加費として100円程度の寄付をお願いします。



ホッとカフェを開催します

朝晩の冷え込みが厳しく、本格的な冬模様となってきました。ホッとカフェで、ちょっとくつろぎませんか?

ホッとカフェは、誰でも気軽に参加でき、楽しいひと時をすごせる地域の憩いの場です。コーヒーや紅茶を用意してお待ちしています。

また、ホッとカフェでは、準備や片づけを手伝ってくださるボランティアを募集しています。詳しくは、右記へお問い合わせください。

- と き 1月8日(水) 午前9時30分から11時30分
- と ころ 福祉センターゆうゆう 1階 介護予防訓練室
- その他 参加費として100円程度の協力金をお願いします。

お申し込み・
お問い合わせ先
八百津町
社会福祉協議会
☎43-4462

(加茂警察署)

加茂警察署の窓

「ながら運転」の罰則が強化されました

運転中に携帯電話、スマートフォンなどを使用する「ながら運転」が原因となる交通事故件数は年々増加し、交通死亡事故も発生しています。

悲惨な交通事故を防止するため、道路交通法の改正により、今年12月1日から、「ながら運転」の罰則が強化され、違反点数・反則金が約3倍に引き上げられました。

「ながら運転」は絶対にせず、安全運転をお願いします。

お問い合わせ先

加茂警察署

☎25-0110

(岐阜県中濃県税事務所)

ご利用ください

自動車税種別割の減免申請臨時窓口

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者または精神障がい者の方が所有する自動車(軽自動車を除く)の「令和2年度自動車税種別割の減免申請臨時窓口」を次のとおり開設しますので、ご利用ください。

- と き 3月4日(水)・10日(火) 午前9時30分から午後3時30分
- ところ 可茂総合庁舎 1階 1-1会議室(美濃加茂市古井町下古井2610-1)
- その他 中濃県税事務所、自動車税事務所および各県税事務所でも、受付を行っています。
 - ・岐阜県自動車税事務所 ☎058-279-3781
 - ・岐阜県総務部税務課 ☎058-272-1111(代) 内線2197

お問い合わせ先

中濃県税事務所

☎0575-33-4011

(内線272・273)